

第三者評価結果の公表事項(母子生活支援施設)

①第三者評価機関名

公益社団法人福岡県社会福祉士会

②評価調査者研修修了番号

SK15132, 12-011

③施設の情報

名称：北九州市立小倉母子寮	種別：母子生活支援施設	
代表者氏名：奥野 昌弘	定員（利用人数）：19 世帯	
所在地：北九州市		
TEL：	ホームページ：	
【施設の概要】		
開設年月日 平成 8 年 4 月 1 日		
経営法人・設置主体（法人名等）：北九州市（社会福祉法人北九州市小倉社会事業協会）		
職員数	常勤職員：6 名	非常勤職員：3 名
専門職員	（専門職の名称）	嘱託医 1 名
	保育士 5 名	
施設・設備 の概要	（居室数）30 室	（設備等）
	2LDK 17 室 1LDK 13 室 バス・トイレ・キッチン完備	身障者室 1 室

④理念・基本方針

(理念)

- 利用者の立場に立った福祉の充実
- 地域に開かれた施設
- 職員の資質の向上

(基本方針)

- (1) 母子寮の受入体制を充実し、安心・安全な生活環境を確保する
- (2) 福祉事務所、関係機関等と連携を密にし、母子の自立を促進する
- (3) 暴力や虐待を受けた母子の心身の回復、健康維持を支援する
- (4) 児童の心身の状態を把握し、児童の健全育成を支援する
- (5) 施設の特性を考慮した地域との交流を進め、地域に溶け込める施設運営を目指す
- (6) 指導援助の充実のため、職員の資質の向上に努める

⑤施設の特徴的な取組

○安心・安全な生活環境の確保

DV 被害者という観点から、離婚に向けての調停、裁判に積極的に関与し、弁護士と協働で、調整、支援の実施

○母子の自立促進

経済的自立を主眼に、職の確保、安定化のため、職員による職場開拓や就業支援のパソコン教室の開催等の就労支援

不登校児童に関して、学校との連携、大学生ボランティアによる学習支援、学習塾の利用等

⑥第三者評価の受審状況

評価実施期間	平成 29 年 6 月 1 日（契約日） ～ 平成 30 年 3 月 28 日（評価結果確定日）
受審回数(前回の受審時期)	1 回（平成 26 年度）

⑦総評

◇特に評価の高い点

○理念、基本方針が明文化され周知が図られている

施設独自の理念、基本方針が定められ、事業計画、ホームページ、パンフレット、入所者への心得等で明文化が図られています。研修会、職員会議等や入所者への心得を用いた説明及び、施設内掲示等で職員及び母親と子どもへの周知が図られています。

理念や基本方針の内容は、母親と子どもに対する姿勢や地域との関わり方、あるいは母子生活支援施設の機能等について明示され、施設の目指す方向や考え方が示されています。

○第三者評価結果を受けての課題解決について

自己評価、第三者評価結果等の課題解決に向け、職員会議等で検討を重ねた結果、「自立支援計画書策定のプロセスの明確化」に取り組み、アセスメントから自立支援計画までの流れについて一定の標準化がなされるという、具体的な成果が得られた事例が見られます。

（アセスメント・自立支援計画様式の改善の実施等）

○地域との関係性について

基本方針に、「地域に開かれた施設」「地域に溶け込める施設」を目指す」と明記されています。利用者の地域交流支援の推進は、施設が地域社会の一員としての社会的役割を果たすためにも、母親と子どもの地域への参加は大きな意味を持つといえます。（清掃活動、地域の文化祭、地域の祭り等）また、民生委員・児童委員や、保健師等の見学時に施設概要や母子生活支援内容等の説明を行い、当概施設への理解と協力をお願いしています。また、地域の市民センター（地域会議）で施設の取り組みや役割等について説明を行う等、地域との関係が適切に確保されています。

○施設の安全対策機能について

施設周辺は市街地の住宅街で、学校、コンビニが近くにあり、交通の便も良く、生活の利便性があります。施設は夫等加害者からの保護、安全確保のため、監視カメラ、接近警報装置を数カ所に設置し、所在地や電話番号が漏れないよう施設の秘匿性に努めています。

○安心して過ごせる生活の場への支援

母親と子どもの危機的な状況を改善するために専門的支援は計画的、効率的な支援が行われています。母親と子どもが抱える課題や意向を共に確認しながら、弁護士と協働してDV離婚に向けての調停、裁判にも積極的に関与しています。母親と子どもが安心して過ごせる生活の場となるように日常生活、心理面に配慮した支援を提供しています。

○経済的な自立への就労支援

自立するためには就労して収入を得ることが重要であり、職業能力開発や就労支援が行われています。施設にはパソコン教室が設けられ経済的自立の後押しが行われています。資格の取得、就労先の独自開拓等、安定した就職先の確保等積極的に行われています。子どもには、自立に必要な力を身につけるため、学校へ通い、学習習慣、社会性を身につけること、進学や就職の支援を行っています。

○主体性を尊重した自立支援

母親と子どもの自立支援については、それぞれが持っている生活再生の力や強み（ストレングス）があることに着目し、自分の力で僅かでも解決していく力があることで自信が持てるように支援を行い、退所後に母親と子どもができるだけ支援に依存することなく自立していくことを目指しています。

○支援の継続性とアフターケア

退所の際には、いつでも相談・支援できる場であることを伝えています。

アフターケアについては、退所1ヵ月後の家庭訪問に取り組んでいます。電話によるケア、来訪による相談、直接訪問の支援、親子関係調整支援等が継続されています。退所後の経過は「退寮記録」に記載します。

○スーパービジョン体制

職員は、支援の知識、技術、支援の価値を理解した専門家であることや、「ともに成長しようとする大人」として求められる。適切な対応をするために、施設では職員がスーパービジョン体制を整え、専門家として成長する支援を行っています。

○母親と子どもの支援に関する適切な記録について

母親と子どもに関する記録の管理について、個人情報保護と情報開示の観点から規程を定めて管理体制を確立し、適切な管理が行われています。

○子どもへの支援について

職員は子どもと関わりながら、共感的、受容的な接し方を通じて、人の良好な付き合い方を学ばせています。協調性や社会性が身につくように集団活動や多くの行事を行っています。子どもが落ち着いて学習できる環境を整え、安心して学校に通えるように安全に配慮されています。自立に必要な力を身につけていくために、学習支援や進路相談、悩み等への対応を行っています。

◇改善を求められる点

○研修計画の策定について

事業報告では研修実績が記載されていますが、事業計画の中に研修計画が確認できません。法人研修や外部研修の活用がメインとなっています。施設全体の年間研修計画の策定及び各個人別の研修履歴の作成等への取り組みが望まれます。

○施設が地域に果たす役割について

災害時に施設が果たす役割等について、自治体や地域住民と連携・協力等に関する協議等への取り組みを期待します。(福祉避難所の役割)

○母親と子どものプライバシー保護等について

支援の実際ではプライバシーに配慮された支援が行われていますが、プライバシー保護に関するマニュアルが整備されていません。マニュアル作成することが望まれます。

○説明と同意について明確にする取り組み

支援を開始する前に、母親と子どもに丁寧な説明を行い、同意を得ながら進めていますが、説明した日、説明者名、同意者の署名を得るなど、過程を明確にしていくための取り組みが望まれます。

○マニュアル等の見直しについて

各マニュアル、標準的な実施方法等、定期的な見直しに関する定めが明確ではありません。改訂記録や会議録等で確認できるように取り組まれることが望まれます。

⑧第三者評価結果に対する施設のコメント

第三者評価制度における評価結果と、本施設の自己評価結果とにかい離が生じるのは、評価への視点、価値観の相違から必然の結果である。

ただ、今回の第三者評価結果については、気づかなかったところ、あるいは、視点を少しずらすことにより、なるほどというご意見も頂いており、今後の本施設の運営改善に役立ててまいります。

⑨第三者評価結果

別紙の「第三者評価結果」に記載している事項について公表する。

(別紙)

第三評価結果（母子生活支援施設）

※すべての評価細目（共通評価基準 45 項目・内容評価基準 28 項目）について、判断基準（a・b・c の 3 段階）に基づいた評価結果を表示する。
※評価細目毎に第三者評価機関の判定理由等のコメントを記述する。

共通評価基準（45 項目）

評価対象 I 支援の基本方針と組織

I-1 理念・基本方針

		第三者評価結果
I-1-(1) 理念、基本方針が確立・周知されている。		
①	I-1-(1)-① 理念、基本方針が明文化され周知が図られている。	a
<p><コメント></p> <p>○施設独自の理念、基本方針が定められ、事業計画、パンフレット、入所者への心得等で明文化が図られています。研修会、職員会議等や入所者への心得を用いた説明及び、施設内掲示等で職員及び母親と子どもへの周知が図られています。</p> <p>○理念や基本方針の内容は、母親と子どもに対する姿勢や地域との関わり方、あるいは母子生活支援施設の機能等について明示され、施設の目指す方向や考え方が示されています。</p>		

I-2 経営状況の把握

		第三者評価結果
I-2-(1) 経営環境の変化等に適切に対応している。		
②	I-2-(1)-① 施設経営をとりまく環境と経営状況が的確に把握・分析されている。	a
<p><コメント></p> <p>○北九州母子世帯実態調査報告書等（行政資料）や施設が位置する地域での会議・連絡会等から、地域の特徴・変化等の経営環境や課題等を把握・分析されています。（全・県母協、地域会議、DV 連絡会議、民生委員・児童委員等）</p>		
③	I-2-(1)-② 経営課題を明確にし、具体的な取組を進めている。	a
<p><コメント></p> <p>○経営課題については、組織体制、職員体制、人材育成の方針等を立案し、具体的な課題と対応策を明記した業務運営方針に基づき、理事会等で検討されています。その結果、明らかになった経営課題は、職員との協議を経て、事業計画に反映されています。</p>		

I-3 事業計画の策定

		第三者評価結果
I-3-(1) 中・長期的なビジョンと計画が明確にされている。		
4	I-3-(1)-① 中・長期的なビジョンを明確にした計画が策定されている。	b
<p><コメント></p> <p>○中・長期的なビジョンは、指定管理提案書(5カ年中期計画)に明示されています。中・長期計画は、理念や基本方針を具体化する事業や母子生活支援策等、経営課題や問題点の解決・改善に向けた内容となっています。また、収支検討及び計画の見直しは年度毎、適宜実施されています。</p>		
5	I-3-(1)-② 中・長期計画を踏まえた単年度の計画が策定されている。	b
<p><コメント></p> <p>○単年度の計画は、中・長期計画の内容を反映した事業内容が具体的に示され、事業計画は利用者支援の強化につながる計画が策定されています。計画は、年度毎見直しが行われています。</p>		
I-3-(2) 事業計画が適切に策定されている。		
6	I-3-(2)-① 事業計画の策定と実施状況の把握や評価・見直しが組織的に行われ、職員が理解している。	b
<p><コメント></p> <p>○事業計画は、全職員参加のもと策定されています。評価・見直しは、定期・随時に職員会議等で行なわれています。また、事業計画は、誰もが閲覧できるように、事務所入り口に常置されています。</p>		
7	I-3-(2)-② 事業計画は、母親と子どもに周知され、理解を促している。	b
<p><コメント></p> <p>○母親と子どもへの周知は、年度初頭に「母の会総会」を開催し、一年間の事業計画を配布・説明を行っています。</p> <p>○行事等については、随時、分かり易い資料を作成し、参加を促す工夫をしています。</p>		

I-4 支援の質の向上への組織的・計画的な取組

		第三者評価結果
I-4-(1) 質の向上に向けた取組が組織的・計画的に行われている。		
8	I-4-(1)-① 支援の質の向上に向けた取組が組織的に行われ、機能している。	a
<p><コメント></p> <p>○支援の質の向上に向け、日常的には毎日の職場ミーティング、定期的にはケース検討会や職員会議等で組織的な取り組みが行われています。困難事案等のケース内容によっては、関係機関等の協力を得て問題解決の共有化が図られています。(入寮者支援検討会議等)</p>		

9	I-4-(1)-② 評価結果にもとづき組織として取り組むべき課題を明確にし、計画的な改善策を実施している。	a
<p><コメント></p> <p>○自己評価、第三者評価結果等の課題解決に向け、職員会議等で検討を重ねた結果、「自立支援計画書策定のプロセスの明確化」に取り組み、具体的な成果が得られた事例が見られます。(アセスメント、自立支援計画様式の改善の実施等)</p>		

評価対象Ⅱ 施設の運営管理

Ⅱ-1 施設長の責任とリーダーシップ

		第三者評価結果
Ⅱ-1-(1) 施設長の責任が明確にされている。		
10	Ⅱ-1-(1)-① 施設長は、自らの役割と責任を職員に対して表明し理解を図っている。	a
<p><コメント></p> <p>○施設長は、自らの役割と責任について事業計画等で運営・管理の方針を明確化し、会議・研修等の場で表明されています。</p> <p>○平常時のみならず、有事（災害、事故等）における施設長の役割と責任について、不在時の権限委任等を含め明確化されています。</p>		
11	Ⅱ-1-(1)-② 遵守すべき法令等を正しく理解するための取組を行っている。	a
<p><コメント></p> <p>○施設長は、遵守すべき法令等を正しく理解するための研修への参加や行政機関と情報共有するなど、法令遵守の推進に向けた取り組みを行っています。職員に対して遵守すべき法令等を周知し、遵守するための具体的な取り組みに努めています。</p>		
Ⅱ-1-(2) 施設長のリーダーシップが発揮されている。		
12	Ⅱ-1-(2)-① 支援の質の向上に意欲をもち、その取組に指導力を発揮している。	a
<p><コメント></p> <p>○施設長は、職員が意見を述べやすい環境等に配慮し、支援の質の向上について施設内に具体的な体制（職場ミーティング、ケース検討会議、職員会議等）を構築し、自らスーパーバイズの役割を担い、その活動に積極的に参画しています。また、支援の質の向上について、施設長自らの研修受講のみならず、職員の教育・研修の充実を積極的に推進しています。</p>		
13	Ⅱ-1-(2)-② 経営の改善や業務の実行性を高める取組に指導力を発揮している。	a
<p><コメント></p> <p>○事業計画や業務運営方針に基づいて、経営の改善・効率化へ向けた、具体的な取組を実施されています。</p> <p>○母親や子どもの帰宅に合わせた時間帯に、重点的な人員配置を行う等の勤務ローテーションや勤務シフト等が実施されています。(利用者への相談対応の充実化)</p> <p>○業務日誌や日々のデータを無線ランで繋ぐ等、業務の効率化が図られています。</p>		

II-2 福祉人材の確保・育成

		第三者評価結果
II-2-(1) 福祉人材の確保・育成計画、人事管理の体制が整備されている。		
14	II-2-(1)-① 必要な福祉人材の確保・定着等に関する具体的な計画が確立し、取組が実施されている。	a
<コメント> ○福祉人材の確保・育成等の体制整備については、法人との連携のもと、施設の業務運営方針に基づいて積極的に取り組まれています。		
15	II-2-(1)-② 総合的な人事管理が行われている。	b
<コメント> ○人事管理全般については、法人の統一システムによる一体的な人事管理が運用されています。ただし、施設での職務成果、貢献度の職員評価結果と、法人での評価結果についての調整が必要となっています。		
II-2-(2) 職員の就業状況に配慮がなされている。		
16	II-2-(2)-① 職員の就業状況や意向を把握し、働きやすい職場づくりに取り組んでいる。	a
<コメント> ○法人と連携して、総合的な福利厚生が実施されています。(年休消化、余暇活動の推進等) ○職員の就業状況や移行を把握し、定期的な個人面談等の機会を設け、働きがい作りやワークライフバランス(仕事と生活の両立)に配慮した取り組みが実施されています。また、困難なケースの抱え込みの防止や休息の確保などメンタルヘルスの面についても留意されています。(職員の負担軽減・支援策等)。		
II-2-(3) 職員の質の向上に向けた体制が確立されている。		
17	II-2-(3)-① 職員一人ひとりの育成に向けた取組を行っている。	b
<コメント> ○施設として「期待する職員像」を明確にし、目標管理の仕組みが設けられています。職員一人ひとりが設定した目標について、年度当初・年度末に個別面接を行うなど、目標達成度の確認を行っています。 ○目標管理シート等の活用による記録が望まれます。		
18	II-2-(3)-② 職員の教育・研修に関する基本方針や計画が策定され、教育・研修が実施されている。	b
<コメント> ○職員の教育・研修に関しては、事業計画、業務運営方針の中で、支援を充実させるための職員配置、その後の教育、研修のあり方等を定め実施しています。 ○事業報告では研修実績の記載がありますが、事業計画については、研修計画は確認できません。法人研修や外部研修の活用がメインとなっています。施設全体の年間研修計画の策定が望まれます。		

19	Ⅱ-2-(3)-③ 職員一人ひとりの教育・研修の機会が確保されている。	b
<p><コメント></p> <p>○職員一人一人の特性や知識・技術水準を見極めて必要に応じた研修を実施しています。また、小規模施設（少人数）との背景もあり、勤務シフトやバックアップ体制等の工夫を行い、職員全員が研修に参加できるように配慮されています。</p> <p>○教育・研修後の評価と見直し状況が確認できません。各個人別の研修履歴の作成及び研修成果の評価・分析を次の研修計画に反映していく取り組みが望まれます。</p>		
Ⅱ-2-(4) 実習生等の支援に関わる専門職の研修・育成が適切に行われている。		
20	Ⅱ-2-(4)-① 実習生等の支援に関わる専門職の教育・育成について体制を整備し、積極的な取組をしている。	a
<p><コメント></p> <p>○実習生の受入れについては、受入れマニュアルに従い学校側と連携をとり実施されています。実習内容や個人情報保護等についても職員間で共有されています。また、実習の実施に当たっては、館内掲示が行われ「母の会」へも事前に周知が行なわれています。</p>		

Ⅱ-3 運営の透明性の確保

		第三者評価結果
Ⅱ-3-(1) 運営の透明性を確保するための取組が行われている。		
21	Ⅱ-3-(1)-① 運営の透明性を確保するための情報公開が行われている。	a
<p><コメント></p> <p>○第三者評価の受審結果、事業報告等で法人・施設の理念、基本方針、支援内容、事業報告、決算情報等で、施設運営の透明性を確保するための情報公開が行われています。</p> <p>○施設の特殊性(秘匿性)の観点から、施設からの情報発信は限定的な側面があるなかで、保健師、民生委員・児童委員等の見学や地域の市民センターでの地域会議に出席し、施設の活動等、情報提供の取り組みが行われています。</p>		
22	Ⅱ-3-(1)-② 公正かつ透明性の高い適正な経営・運営のための取組が行われている。	b
<p><コメント></p> <p>○法人の各種規程に沿って、施設における事務、経理、取引等に関する職務分掌と権限・責任が明確にされ、職員等に周知されています。(内部監査の実施)</p> <p>○外部監査は実施されていません。必要に応じて外部の専門家に相談し、助言を得ることで定期的確認することなどで、施設経営・運営の適正性を確保する取り組みを期待します。</p>		

II-4 地域との交流、地域貢献

		第三者評価結果
II-4-(1) 地域との関係が適切に確保されている。		
23	II-4-(1)-① 母親と子どもと地域との交流を広げるための取組を行っている。	a
<p><コメント></p> <p>○基本方針に、「地域に開かれた施設」「地域に溶け込める施設」を目指す」と明記されています。利用者の地域交流支援の推進は、施設が地域社会の一員としての社会的役割を果たすためにも、母親と子どもの地域への参加は大きな意味を持つといえます。(清掃活動、地域の文化祭、地域の祭り等)</p> <p>○民生委員・児童委員や、保健師等の見学時に施設概要や母子生活支援内容等の説明を行い、当概施設への理解と協力をお願いしています。また、地域の市民センター(地域会議)で施設の取り組みと役割等について説明を行う等、地域住民の理解と支援を得る取り組みを行っています。</p>		
24	II-4-(1)-② ボランティア等の受入れに対する基本姿勢を明確にし体制を確立している。	a
<p><コメント></p> <p>○地域の大学生による学習ボランティアや演奏会等が継続して実施されています。恒例の餅つき行事は、地域の婦人会や地域の方々の支援があり開設以来の一大イベントとなっています。然しながら、施設の特長(秘匿性)から、ボランティアの受入れは、基本姿勢を明確にした受入れマニュアルに基づき慎重な対応となっています。</p>		
II-4-(2) 関係機関との連携が確保されている。		
25	II-4-(2)-① 施設として必要な社会資源を明確にし、関係機関等との連携が適切に行われている。	a
<p><コメント></p> <p>○関係機関・団体とのネットとワークを構築し、継続的な交流や情報交換が図られ、職員間で共有する取り組みが行なわれています。(社会資源リストや資料等の活用)</p> <p>○地域のまちづくり協議会、学校等との定期的な会議に出席し、地域社会の諸問題について、協働した取組を行っています。</p>		
II-4-(3) 地域の福祉向上のための取組を行っている。		
26	II-4-(3)-① 施設が有する機能を地域に還元している。	b
<p><コメント></p> <p>○地域活動の一環として、地域団体「まちづくり協議会」等と連携して、地域パトロール、地域清掃への参加を推進しています。</p> <p>○施設が災害時にどのような役割を果たすのかについて、自治体や地域住民と連携・協力等に関する協議等の取り組みを期待します。(福祉避難所の役割)</p>		

27	Ⅱ-4-(3)-② 地域の福祉ニーズにもとづく公益的な事業・活動が行われている。	b
<p><コメント></p> <p>○関係機関との連携、情報交換等で施設が目指す地域の福祉ニーズの把握を行なっています。また、まちづくり協議会、市民センターで、開催する地域会議等で、身近な福祉ニーズの把握を行なっています。</p> <p>○施設の特性もあり現状において地域活動や地域貢献活動については限定的になっています。今後とも工夫改善へ向けたアプローチを期待します。</p>		

評価対象Ⅲ 適切な支援の実施

Ⅲ-1 母親と子ども本位の支援

		第三者評価結果
Ⅲ-1-(1) 母親と子どもを尊重する姿勢が明示されている。		
28	Ⅲ-1-(1)-① 母親と子どもを尊重した支援提供について共通の理解をもつための取組を行っている。	a
<p><コメント></p> <p>○母親と子どもを尊重する姿勢は、事業計画の基本方針に明示され、職員会議では基本的な考えを唱和することが行われています。</p> <p>○職員人権研修を年に2回行い、全職員が「母子生活支援施設運営ハンドブック」を日々活用することで、母親と子どもの基本的人権の尊重についての共通理解を図り、母親と子どもを尊重した支援に取り組んでいます。</p>		
29	Ⅲ-1-(1)-② 母親と子どものプライバシー保護等の権利擁護に配慮した支援提供が行われている。	b
<p><コメント></p> <p>○母親と子どもに対する虐待防止のマニュアルがあり、管理規定にも虐待防止の記載があります。</p> <p>プライバシーの配慮に関しては、居室の立ち入りが必要な場合は事前に連絡し同意を得て入室する等、その他プライバシーに配慮した支援が行われています。</p> <p>○プライバシー保護に関するマニュアルは十分ではありません。マニュアル作成後には、職員に周知を行うとともに、施設が行うプライバシー保護と権利擁護の取り組みを母親と子どもにも周知する取り組みも望まれます。</p>		
Ⅲ-1-(2) 支援の提供に関する説明と同意（自己決定）が適切に行われている。		
30	Ⅲ-1-(2)-① 母親と子どもに対して支援の利用に必要な情報を積極的に提供している。	a
<p><コメント></p> <p>○施設紹介は、施設利用の可否を判断できるように、写真、図、絵等を使用して作成し、区役所の入所受付に置いています。</p> <p>○入所に向けては、事前面接で入所条件や入所に当たっての必要な情報を文書で説明しています。入所時には、施設での生活に関する資料を提示しながら生活に不安がないように説明し、説明書をまとめたものと生活情報を一緒に、使いやすい心得として、居室に配置されています。</p>		

31	Ⅲ-1-(2)-② 支援の開始・過程において母親と子どもにわかりやすく説明している。	b
<p><コメント></p> <p>○支援の開始及び課程については、施設が定めた「ケースワークにおける記録の流れ」に沿って行います。入所面談で母親と子ども、行政担当、施設長、ケース担当者が支援の具体的な内容についてわかりやすく説明をしています。</p> <p>○入所後1ヶ月以内にアセスメントおよび支援計画策定を行います。母親と子どもの就労、生活、養育、悩み・困りごと等の要望や意向をふまえ、支援計画に反映させます。担当者は母親と子どもが理解できるように表現を変えたり紙に書いたりして説明し、母親と子どもの同意を得てから進めるようにされています。</p> <p>○説明した日付、説明者名、同意者の署名を得るなど、同意を得たことを明確にするための工夫が望まれます。</p>		
32	Ⅲ-1-(2)-③ 措置変更や地域・家庭への移行等にあたり支援の継続性に配慮した対応を行っている。	a
<p><コメント></p> <p>○自立退所時に、アフターフォローとして相談に応じる支援体制が継続される旨を伝えています。母子措置解除に向けて意見書を付けますが、退所後も配慮が必要と思われるケースでは、関係機関に繋がります。必要に応じて、退所1ヶ月後に担当者が訪問することに取り組んでいます。不登校気味だった児童の場合には、自宅訪問や電話連絡、学校とも積極的に連携を図り、支援の継続性に配慮した対応を行っています。</p>		
Ⅲ-1-(3) 母親と子どもの満足の向上に努めている。		
33	Ⅲ-1-(3)-① 母親と子どもの満足の向上を目的とする仕組みを整備し、取組を行っている。	b
<p><コメント></p> <p>○施設では、年間約20行事において母親と子どもアンケートを実施し、意見・意向を取り入れています。母の会総会や職員会議で母子の意向を確認し、必要に応じ具体的な改善を行っています。</p> <p>○満足に関する調査は、母親と子どもの視点から施設を評価するもので、定期的に満足を把握する仕組みと、調査結果に関する分析や改善策の検討、及び改善に関する記録等を整備することが求められます。</p>		
Ⅲ-1-(4) 母親と子どもが意見等を述べやすい体制が確保されている。		
34	Ⅲ-1-(4)-① 苦情解決の仕組みが確立しており、周知・機能している。	b
<p><コメント></p> <p>○苦情対応マニュアルを作成し、苦情解決の体制を整えて母親と子どもの要望は口頭で受け付け、相談対応や会議で検討するなどして解決を図っています。また、苦情に関しては、施設内の共有スペースに第三者委員、苦情等に関する受付先等を掲示しています。</p> <p>○相談記録、受付記録を残す取り組みが望まれます。</p>		

35	Ⅲ-1-(4)-② 母親と子どもが相談や意見を述べやすい環境を整備し、母親と子どもに周知している。	b
<p><コメント></p> <p>○相談しやすい工夫があり、日常的な声かけや必要に応じた相談が行われています。事務室には気楽に話ができる相談オープンスペースが2か所あり、相談者が複数重なった場合でも、プライバシーに配慮した対応がされています。相談内容によっては、個室も使用されます。</p> <p>○母親と子どもが相談したり意見を述べたりする際に、方法や相手を選択できる環境も整えることが望めます。その場合には、分かりやすい説明を行うことや文書を掲示するなどの方法で伝えることが期待されます。</p>		
36	Ⅲ-1-(4)-③ 母親と子どもからの相談や意見に対して、組織的かつ迅速に対応している。	b
<p><コメント></p> <p>○日常的に意図的に声をかけ、母親と子どもが相談しやすい雰囲気を作っています。相談内容によって、迅速に対応を必要とする案件は、即、ミーティングにおいて検討し、組織的に対応しています。</p> <p>○相談対応マニュアルは、意見や要望、提案等に対する対応、意見に対する施設の方針を公表する方法等がその内容別に具体的に記載されることについて、十分ではありません。相談対応マニュアルの整備及び見直しが望めます。</p>		
Ⅲ-1-(5) 安心・安全な支援の提供のための組織的な取組が行われている。		
37	Ⅲ-1-(5)-① 安心・安全な支援の提供を目的とするリスクマネジメント体制が構築されている。	b
<p><コメント></p> <p>○施設長をリスクマネジャーとして、日頃から母親と子どもの状況に合わせた対策・対応を図り、安心・安全の確保を念頭に置いた支援及び確認作業を行っています。また、リスクマネジメント研修を受講し、会議・ミーティング等で職員間の共有を図っています。</p> <p>○ヒヤリハット等の記録でリスクの共有を図り、取り組みを通じて職員の気づきを促し組織的な防止策、改善策の検討が望めます。</p>		
38	Ⅲ-1-(5)-② 感染症の予防や発生時における母親と子どもの安全確保のための体制を整備し、取組を行っている。	a
<p><コメント></p> <p>○感染症予防のマニュアルが整備され、職員は感染症予防に関する研修に参加しています。マニュアルは随時見直しが行われています。半年に1度、母親と子どもの検診を実施しています。感染症の発生については、口頭で知らせ、市の保健情報を目立つように掲示して、母親と子どもへ注意喚起を促しています。</p>		

39	Ⅲ-1-(5)-③ 災害時における母親と子どもの安全確保のための取組を組織的に行っている。	b
<p><コメント></p> <p>○毎月1回の火災訓練を実施し、また、風水害、地震等の防災訓練を併せて実施されています。年に1回以上、所轄消防署の消防士による、火災訓練の評価をもらい防災意識の向上に努められており、水害で道路が冠水する場合は地域の避難場所ではなく、より安全な4階建の当施設に留まる等、現実的な対策も検討されています。</p> <p>○災害時の非常食に関しては、公的援助が届くまでの数日間分の備えが求められます。施設内または入所室等に飲料水・非常食等を備蓄することに関し、関係機関や母親と子ども等と検討し準備されることを期待します。</p>		

Ⅲ-2 支援の質の確保

		第三者評価結果
Ⅲ-2-(1) 提供する支援の標準的な実施方法が確立している。		
40	Ⅲ-2-(1)-① 提供する支援について標準的な実施方法が文書化され支援が提供されている。	b
<p><コメント></p> <p>○支援の標準的な実施方法は、各業務マニュアルとして検討・集約し、標準的な実施方法として整備されています。標準的な支援の実施方法は、職員にも周知され、日常的な支援に活用されています。</p> <p>○標準的な実施方法には、母親と子どもの支援に配慮すべき、プライバシーの保護や権利擁護の視点・姿勢を適宜、実施方法の中に明示することが望まれます。</p>		
41	Ⅲ-2-(1)-② 標準的な実施方法について見直しをする仕組みが確立している。	b
<p><コメント></p> <p>○標準的な実施方法については、支援計画の見直しと連動して半年ごとに行われています。支援の見直しに当たっては、母親、子ども、行政機関と三者協議の形を取り、意見や提案が反映されるような仕組みとなっています。</p> <p>○見直しは半年ごとに行われていますが、見直しに関する定めが明確ではありません。改訂記録や検討会議の記録等、確認できるように取り組むことが望まれます。</p>		

Ⅲ-2-(2) 適切なアセスメントにより支援実施計画が策定されている。		
42	Ⅲ-2-(2)-① アセスメントにもとづく個別的な支援実施計画を適切に策定している。	a
<p><コメント></p> <p>○アセスメントツールによる手法が確立しており、適切なアセスメントが入所後1ヶ月以内に実施されています。アセスメントをもとに母親・子どもの抱えている課題について理解を深め、個別的な自立支援計画に反映させる取り組みを行っています。基本的に半年ごとに再アセスメントが行われています。</p> <p>○一連の自立支援計画の策定、見直しに当たっては、母親・子どもに具体的な要望を聞き、行政機関、施設と三者で協議を行い、実施しています。状況の変化により目標や目的が変わった際は、適宜会議を開き自立支援計画の随時変更等、支援の確認を行っています。</p> <p>○支援困難ケースについては、タイムリーに情報共有を図りながら適切な支援が行われています。</p>		
43	Ⅲ-2-(2)-② 定期的に支援実施計画の評価・見直しを行っている。	a
<p><コメント></p> <p>○半年ごとに支援の評価と見直しを行い、自立支援計画作成、見直し等については、「ケースワークにおける記録－フロチャート」にPDCAサイクル手順を定められています。</p> <p>○支援計画の内容、変更内容は、定期的なケース検討会議、毎日の職員のミーティングの中で周知されています。</p>		
Ⅲ-2-(3) 支援実施の記録が適切に行われている。		
44	Ⅲ-2-(3)-① 母親と子どもに関する支援実施状況の記録が適切に行われ、職員間で共有化している。	a
<p><コメント></p> <p>○母親と子どもの身体状況や生活状況等については統一したアセスメント様式によって記録され、必要に応じて日々の日誌に記録されています。</p> <p>○自立支援計画の実施については、パソコンに入力し、経過記録はケースファイルに保管されています。経過記録内容や書き方は、OJTにより統一された方法が指導されています。</p> <p>○情報共有を目的とした毎日のミーティングがあり、毎月行われる職員会議や全員対象のケース検討会は定期的に行われています。</p>		
45	Ⅲ-2-(3)-② 母親と子どもに関する記録の管理体制が確立している。	a
<p><コメント></p> <p>○個人情報保護規定により、母親と子どもの記録に関する規定を定め、職員は個人情報の保護規定を理解しています。永久保存等のケース記録は鍵をかけて厳重に保管され、記録の管理については随時会議で検討されています。</p> <p>○母親と子どもには「個人情報に関する基本方針」の説明を行い、掲示が行われています。</p> <p>○情報開示を求められた際は、規程に基づいて実施されます。</p>		

内容評価基準（28 項目）

※「共通評価基準評価対象Ⅲ 適切な支援の実施」の付加項目

A-1 母親と子ども本位の支援

		第三者評価結果
A-1-(1) 母親と子どもの尊重と最善の利益の考慮		
A① 46	A-1-(1)-① 社会的養護が、母親と子どもの最善の利益を目指して行われることを職員が共通して理解し、日々の支援を行っている。	a
<p><コメント></p> <p>○施設における支援では、母親と子どもの個性を受容し母親と子ども本位に配慮した支援に努めています。実施した支援が母・子の最善の利益になっているかを振り返り検証することや、日々のミーティング、定期的なケース検討会議、職員会議など振り返りを行う機会が設けられています。</p> <p>○実践と振り返りにより、職員間の意見交換が図られ、共通理解や協働性、人権に配慮した専門的支援の力量を高めるように考慮されています。</p>		
A-1-(2) 権利侵害への対応		
A② 47	A-1-(2)-① いかなる場合においても、職員等による暴力や脅かし、人格的辱め、心理的虐待、セクシャルハラスメントなどの不適切なかかわりが起こらないよう権利侵害を防止している。	a
<p><コメント></p> <p>○就業規則と共に、暴力禁止や権利侵害の防止、セクシャルハラスメント及びパワーハラスメントの防止等に関する規定があります。職員は、虐待や不適切な関わりの禁止を明確に意識しています。不適切な関わりや暴力については、管理者に施設長に報告することが義務付けられています。</p> <p>○施設の内外で人権研修に参加する機会を設けています。</p>		
A③ 48	A-1-(2)-② いかなる場合においても、母親や母親と子どもが、暴力や脅かし、人格を辱めるような不適切な行為を行わないよう徹底している。	a
<p><コメント></p> <p>○入所に向けての事前面接で、入所条件とともに円滑な日常生活を送るための必要な情報を文書で説明しています。出勤や登校時、帰宅時には母親と子どもに声をかけて、心身の状態を観察したり、子ども同士の会話や行動に不適切な行為がないか、それとなく会話に加わったりしながら早期発見に繋げ、必要があれば介入も行っています。</p> <p>○母親と子ども同士の不適切な関わりの問題は、できるだけ早期に改善できるように、気になることや変化があれば会議等で取り上げ、相談しやすい雰囲気づくりをして支援していきます。</p>		

A④ 49	A-1-(2)-③ 母親と子どもに対する暴力や脅かし、人格を辱めるような不適切なかかわりの防止と早期発見に取り組んでいる。	a
<p><コメント></p> <p>○不適切な行為が行われていないことを日常的にミーティングの中で取り上げ、日頃からの不適切な行為の防止・早期発見の態勢とともに、親子関係の把握に努めています。</p> <p>○子どもに対する暴力に対しては、母親やその場の状況に合った方法で対応しています。子どもの年齢にもよりますが、母親の疲れは暴言の引き金にもなるので、日常生活支援員の支援やレスパイトも考慮します。職員研修でスキルアップを図り、適切な助言や支援が行われるよう努めています。子どもには知識や具体的方法について、施設内で人権学習の機会を設けています。</p>		
A-1-(3) 思想や信教の自由の保障		
A⑤ 50	A-1-(3)-① 母親と子どもの思想や信教の自由を保障している。	b
<p><コメント></p> <p>○施設内での布教活動や対外的な宗教的アプローチなどは遠慮するよう指導を行っています。入所者に対する思想や信教の自由を尊重しています。</p> <p>○母親と子どもの思想や信教の自由の保障について、入所者の多様な宗教行為に対して、どの程度まで施設が配慮して保障するのか、施設の取り組みを明示していくことが望まれます。</p>		
A-1-(4) 母親と子どもの意向や主体性の配慮		
A⑥ 51	A-1-(4)-① 母親や母親と子どもが、自分たちの生活全般について自主的に考える活動（施設内の自治活動等）を推進し、施設における生活改善に向けて積極的に取り組んでいる。	a
<p><コメント></p> <p>○入所者は地域の自治会に入会して、職員と共に地域の清掃活動、校区運動会など地域活動に参加しています。施設内の行事では、子ども達が自主的に計画を立てるなど、主体的な取り組みが出来るように支援しています。職員は、母親・子どもが、行事参加や母の会活動を通じて、自己表現力、自律性、責任感などが身に付くように見守り、支援に取り組んでいます。</p>		
A-1-(5) 主体性を尊重した日常生活		
A⑦ 52	A-1-(5)-① 日常生活への支援は、母親や母親と子どもの主体性を尊重して行っている。	a
<p><コメント></p> <p>○入所者に対して一方的な指導を押し付けるのではなく、母・子が持つストレングスに注目して、主体的に生活する能力を引き出す支援を行っています。社会資源を活用できるように情報提供を行い、自己選択することで、自己肯定感を回復していく視点を持たせるように支援しています。母親と子どもが自分たちを主体とした生活設計ができるような支援に取り組んでいます。</p>		

A⑧ 53	A-1-(5)-② 行事などのプログラムは、母親や母親と子どもが参画しやすいように工夫し、計画・実施している。	a
<p><コメント></p> <p>○行事等は、ミーティングや職員会議で何度も話し合い、過去の行事内容の評価と反省を生かし、母親や子どもが施設での生活を楽しめるような企画にしています。行事の評価や希望等のアンケートは行事毎に実施されています。また、開催曜日、開催時間、開催内容において、事前に要望を聞くなど、母親・子どもが楽しめるような企画を立てています。</p>		
A-1-(6) 支援の継続性とアフターケア		
A⑨ 54	A-1-(6)-① 母親と子どもが安定した生活を送ることができるよ、退所後の支援を行っている。	a
<p><コメント></p> <p>○退所で送り出す際には、いつでも相談・支援できる場であることを伝えていきます。退所後1年以内は恒例行事の餅つき会に招待しています。長年参加している親子もいます。</p> <p>○アフターケアについては、電話によるケア、来訪による相談、直接訪問の支援、母親と子どもの関係改善を目的とした、母・子の登山活動支援、関係機関との連携等が行われています。退所後の経過については「退寮記録」に記載されています。</p>		

A-2 支援の質の確保

A-2-(1) 支援の基本		
A⑩ 55	A-2-(1)-① 母親と子どもそれぞれの個別の課題に対応して、専門的支援を行っている。	a
<p><コメント></p> <p>○母親と子どもの抱える課題を正しく理解するために日常の会話や日頃の様子などの把握に努められています。特に本音トークを引き出すための「さりげない会話時間」を得るために、部屋の鍵の受け渡し時を活用されています。本音部分を目標や目的として明確化し、子どもの就学、進学問題、就職に向けた資格取得等にも反映させた支援が行われています。</p> <p>○離婚調停、裁判等に職員が同行し、必要に応じて弁護士と協議し、行政手続きには個別案件ごとに説明をしています。また、難易度の高い部分については、同行支援が行われています。</p>		

A-2-(2) 入所初期の支援		
A⑪ 56	A-2-(2)-① 入所に当たり、母親と子どもそれぞれのアセスメントに基づき、生活課題・ニーズを把握し、生活や精神的な安定に向けた支援を行っている。	a
<p><コメント></p> <p>○入所居室は、独立した居室で広さも確保されています。入所時の丁寧な説明や家財・生活用具の無償貸し出し等行っています。</p> <p>○生活や精神的安定が図れるように、職員全員が連携し、母親が不安に思ったことがすぐに相談できる環境作りを心掛けて支援しています。担当者は 不安・喪失感・孤独・過度な自責の念などの感情をしっかりと表出できるように温かい関わり、言葉かけを多くするなど、信頼関係を構築しながら相談支援を行っています。</p> <p>○区役所等へ学校等の手続き同行支援、個別的な「手続きチェックリスト」を活用して円滑な諸手続き支援が行われています。</p>		
A-2-(3) 母親への日常生活支援		
A⑫ 57	A-2-(3)-① 母親が、安定した家庭生活を営むために必要な支援を行っている。	a
<p><コメント></p> <p>○母親が安定した家庭生活を営めるように、健康状態を把握し必要に応じて支援を行います。自立に必要な身の回りの清潔・食事作り、居室の清掃、家計管理等は担当者がタイミングを見て促しています。自己管理に不安がある場合には、通帳管理を支援します。ニーズを見極めて家事支援、保育園の送迎代行等の支援が行われています。</p>		
A⑬ 58	A-2-(3)-② 母親の子育てのニーズに対応するとともに、母親と子どもとの適切なかかわりができるよう支援している。	a
<p><コメント></p> <p>○母親が体調不良の際は保育園の送迎や病院への受診同行の支援を行います。母親の養育の悩みなどを聞き、心理的サポート等育児に対する不安や負担の軽減を行っています。必要に応じ、専門機関を紹介することもあります。不登校気味の児童では、学校と密接に連携して改善に取り組まれています。</p> <p>○子どもを叩くなどの傾向のある母親の場合は、適切なかかわり方や上手にコミュニケーションが取れるように助言や支援が行われています。</p>		
A⑭ 59	A-2-(3)-③ 母親が安定した対人関係を築くための支援を行っている。	a
<p><コメント></p> <p>○母親が安定した対人関係を築くための支援が行われています。対人関係がうまくできない母親には、週2回専門的なカウンセリングを気軽に受けることができます。</p> <p>○施設の行事は餅つき大会や「母の会」等、年間20以上の行事があり、親同士が交流する機会があります。施設は親同士で問題を抱えてしまった場合は関係性を修復する支援を行いながら、母親の支えとなる人間関係づくりを支援されています。</p>		

A-2-(4) 母親と子どもへの支援		
A⑮ 60	A-2-(4)-① 健やかな母親と子どもの育ちを保障するために、養育・保育に関する支援を行っている。	a
<p><コメント></p> <p>○個別に支援計画の作成や一人ひとりの状況に合わせた対応を柔軟にしています。放課後は学習室や冬場は温かい保育室に集まり、宿題したり本を読んだり運動等、好きなことをして過ごしながら、母親の帰りまで留守番します。</p> <p>○留守番は母親と子どもが自立するための大切な生活支援となっています。母親の病気や仕事等の理由で子どもの送迎や保育が出来ないときには職員が子どもを一時預かりなどの支援を行っています。</p>		
A⑯ 61	A-2-(4)-② 母親と子どもが自立に必要な力を身につけるために、学習や進路、悩み等への相談支援を行っている。	a
<p><コメント></p> <p>○週に2回、学校から帰宅する時間帯に2時間、学生ボランティア2名が小学、中学生に学習の習慣づけや学力向上を目指した支援を行っています。公的補助を活用した塾の利用なども始めています。学校の長期的な休みの場合、施設内学習室に勉強時間を設けています。</p> <p>○少年指導員、母子支援員等が分担して年齢に応じた学習支援や相談・支援に取り組んでいます。</p>		
A⑰ 62	A-2-(4)-③ 母親と子どもに安らぎと心地よさを与えられるおとなのかかわりや、母親と子どもどうしのつきあいに配慮して、人との関係づくりについて支援している。	a
<p><コメント></p> <p>○職員は、子どもとの関わりながら、共感的、受容的な接し方を通じて、人との良好な付き合い方等を学ばせています。</p> <p>学習ボランティアは、子どもを受け入れ、関心を持って関わってきました。子どもたちは学生に対して信頼感や多様な価値観を学ぶ機会となっています。長くお世話になった学生ボランティアが交代となるので、子どもたちとお別れ会を催して、感謝を表し、親しい人との別れの機会を持つことにも取り組んでいます。</p>		
A⑱ 63	A-2-(4)-④ 母親と子どもの年齢・発達段階に応じて、性についての正しい知識を得る機会を設け、思いやりの心を育む支援を行っている。	a
<p><コメント></p> <p>○年齢層に合わせた性教育プログラムとなるように計画を立てて実施しています。外部から保健師を講師に招き、わかりやすく興味を引く話を聞かせてもらっています。職員も講演会に参加し、いのちの大切さや性に対する正しい知識を伝えるため、試行錯誤ながら実施しています。また、母親へ積極的に参加を促してより良いプログラムの構成を目指しています。</p>		

A-2-(5) DV被害からの回避・回復		
A⑱ 64	A-2-(5)-① 母親と子どもの緊急利用に適切に対応する体制を整備している。	a
<p><コメント></p> <p>○緊急時マニュアルを整備し、広域を除いて24時間の緊急一時保護の受け入れ体制や連携先との連絡調整体制も整えています。緊急時受け入れに対し、寝具、生活用品、衣服等をそろえ、不自由なく生活が始められる配慮と生活に困らない体制整備が確立しています。</p>		
A⑳ 65	A-2-(5)-② 母親と子どもの安全確保のために、DV防止法に基づく保護命令や支援措置が必要な場合は、適切な情報提供と支援を行っている。	a
<p><コメント></p> <p>○DV被害者の受け入れと同時に、保護命令や支援措置等の制度を活用するときは、その都度説明を行い、母親の同意を得てから必要な手続が行われます。また必要な手続きや調停、裁判などに同行する支援が行われています。</p> <p>○DV被害者を保護するための弁護士等法律専門家の選任等、安全で望ましい生活に向けての支援が行われています。</p>		
A㉑ 66	A-2-(5)-③ 心理的ケア等を実施し、DVの影響からの回復を支援している。	a
<p><コメント></p> <p>○DVに関する知識を情報収集や研修で深め、職員で共有し支援にあたっています。</p> <p>○カウンセリングが必要な母親と子どもに対しては、理解が得られれば定期的に(2回/週)に実施し、トラウマからの回復に心理療法を、積極的に勧めています。また、安易に支援することなく、まず信用できる相手となり、母親と子どもが本来持つ潜在的な力を生かすような支援を目指しています。入所者に対しては、日頃より医療や地域資源等の有益な情報を掲示し案内を行っています。</p>		
A-2-(6) 母親と子どもの虐待状況への対応		
A㉒ 67	A-2-(6)-① 被虐待児に対しては虐待に関する専門性を持ってかわり、虐待体験からの回復を支援している。	a
<p><コメント></p> <p>○日頃から、子達の様子に留意しサインを見逃さないようにしています。必要なときには個別・家族に介入し、母親と子どもが自己肯定感を保てるように支持・支援しています。</p> <p>○カウンセリングは週2回実施しているので、必要な入所者に対しては積極的に心理療法を促しています。必要に応じ、学校・保育所等と情報を共有し、子どもと個別的な関わりを持つなど、役割を分担した支援も行っています。</p>		

A-2-(7) 家族関係への支援		
A⑳ 68	A-2-(6)-② 母親と子どもの権利擁護を図るために、関係機関との連携を行っている。	a
<p><コメント></p> <p>○子どもの最善の利益のため、必要に応じて学校、福祉事務所、市の療育機関などと世帯の情報を共有し、共通理解を持つようにしています。施設長は、要保護児童対策地域協議会に出席し関係機関との連携を図るようにしています。</p>		
A㉑ 69	A-2-(7)-① 母親や母親と子どもの家族関係の悩みや不安に対する相談・支援を行っている。	a
<p><コメント></p> <p>○家族間で感情の行き違い、意見の相違等があり、支援の必要がある場合には、母親・子どもそれぞれの気持ちを尊重して相談に応じ、関係調整や支援を行っています。個別的に母親と子どもの関係性の修復のため、登山プログラム等が実施されています。</p>		
A-2-(8) 特別な配慮が必要な母親、母親と子どもへの支援		
A㉒ 70	A-2-(8)-① 障害や精神疾患、その他の配慮が必要な母親と子どもに対する支援を適切に行い、必要に応じて関係機関と連携している。	a
<p><コメント></p> <p>○障害や精神疾患等の配慮が必要な母子に対して、それぞれの状況に応じた社会資源の積極的な活用を促し、各種手続き同行や関係機関と連携を図る支援を行っています。緊急時には関係機関と連携を図りながら支援を行っています。</p> <p>○精神疾患を持つ母親には、医療機関、主治医との連携や通院同行、服薬管理等、本人の同意を得ながら行います。また、就労先、保育所、学校等との連携を図り、情報の共有を行いながら支援を行っています。</p>		
A-2-(9) 就労支援		
A㉓ 71	A-2-(9)-① 母親の職業能力開発や就労支援を適切に行っている。	a
<p><コメント></p> <p>○母親の安全性や各種手続きの進捗状況を確認しながら就労支援を行っています。施設内で、外部講師によるパソコン教室も開催されています。本人の適性や希望に配慮し、経済的な自立を図るための適切な資格取得の情報提供や必要に応じて職場開拓や同行就労支援を積極的に行っています。</p> <p>○就労、資格取得に必要な休日出勤や残業等に対して、補完保育、病後児保育等による支援が行われています。</p>		

A⑰ 72	A-2-(9)-② 就労継続が困難な母親への支援を行い、必要に応じて職場等との関係調整を行っている。	a
<p><コメント></p> <p>○母親の様々な背景をきちんと把握し、就労に関する相談や助言等を行っています。本人の要望や同意のもと、関係機関連携や職場訪問し代弁を行う等、就労支援が積極的に行われています。</p> <p>○施設は、就労継続が困難な要因を抱える母子についても受け入れ、制度を利用した資格取得や就労支援施設利用など、経済の安定を図るための諸支援が行われています。</p>		
A-2-(10) スーパービジョン体制		
A⑱ 73	A-2-(10)-① スーパービジョンの体制を確立し、職員の専門性の向上や施設の組織力の向上に取り組んでいる。	a
<p><コメント></p> <p>○施設長を中心としたスーパービジョン体制が機能しており、職員のキャリアアップにも取り組まれています。職員が問題を抱え込まないように、日々行われる支援全般について相談体制があり、職員会議や個別検討会等で、職員の支援技術の向上や職員相互支援体制といった組織力の向上に取り組んでいます。</p>		